

埼玉県教育委員会衛生推進者に係る事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県教育委員会安全衛生管理規程（平成10年埼玉県教育委員会教育長訓令第1号。以下「規程」という。）第16条の規定に基づき、衛生推進者に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称等)

第2条 規程第14条第1項の衛生推進者は、埼玉県教育委員会衛生推進者（以下「衛生推進者」という。）と称する。

2 規程第14条第1項の教育事務所等は、別表に掲げる所属所（以下「所属所」という。）とする。

3 規程第14条第1項に定める教育事務所等において当該所属所と位置を異にする支所、分校及びそれらに類するものは別の所属所と見なす。

(選任)

第3条 規程第14条第2項の資格を有するものとは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 衛生管理者免許を有する者

(2) 保健体育若しくは保健の教科に係る中学校教諭普通免許状若しくは高等学校教諭普通免許状又は養護教諭免許状を有する者で、県立学校に常時勤務しているもの

(3) 大学又は高等専門学校を卒業した者でその後1年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの

(4) 高等学校を卒業した者でその後3年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの

(5) 5年以上衛生の実務に従事した経験を有する者

(6) 都道府県労働局長の登録を受けた者が行う講習を修了した者

2 規程第14条第3項に規定する報告は、教育総務部福利課長を経由して行うものとする。

(業務)

第4条 規程第15条に規定する衛生に係る業務とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 教職員の健康障害を防止するため、所属所の衛生状態等の点検に関すること。

(2) 教職員の健康相談及び健康教育に関すること。

(3) 教職員の健康診断及び有所見者に対する事後指導に関すること。

(4) 労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備に関すること。

(5) 教職員の健康診断の結果及び教職員の疾病等に関する統計の作成に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、特に統括安全衛生管理者が必要と認める事項に関すること。

2 衛生推進者は、所属所の長（以下「所属長」という。）の指揮を受け、前項各号に掲げる業務を行う。

3 衛生推進者は、教職員の健康の保持増進のため改善の必要があると認められる事項を発見した場合は、所属長に報告し、その指示を受けるものとする。

(記録)

第5条 衛生推進者は、前条第1項各号に掲げる業務を行ったときはその結果を別記様式の衛生推進者記録表に記載し、所属長に提出するものとする。

2 所属長は、前項の規定により提出された衛生推進者記録表を5年間保存するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、衛生推進者に関し必要な事項は、統括安全衛生管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 12 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第2条関係)

所 属 名	所 属 名
上尾特別支援学校上尾南分校	南部教育事務所
大宮北特別支援学校さいたま西分校	西部教育事務所
春日部特別支援学校宮代分校	北部教育事務所
川口特別支援学校鳩ヶ谷分校	東部教育事務所
川越特別支援学校川越たかしな分校	総合教育センター江南支所
騎西特別支援学校北本分校	久喜図書館
久喜特別支援学校白岡分校	歴史と民俗の博物館
けやき特別支援学校伊奈分校	さきたま史跡の博物館
越谷西特別支援学校松伏分校	嵐山史跡の博物館
狭山特別支援学校狭山清陵分校	近代美術館
草加かがやき特別支援学校草加分校	自然の博物館
東松山特別支援学校嵐山学園分校	文書館
伊奈学園中学校	大滝げんきプラザ
飯能高等学校南校舎	

別記様式（第5条関係）

衛生推進者記録表

執務年月日 年 月 日

衛生推進者氏名 _____

職務の概要	
特記事項	